

いじめ重大事態に関する
調査報告書

令和6年12月5日

鎌ヶ谷市いじめ調査部会

目 次

第 1	鎌ヶ谷市いじめ調査委員会の活動経緯	・・・ 1
1	調査開始に至る経緯	
2	調査の組織	
3	調査・審議の過程	
第 2	事案の概要	・・・ 2
第 3	調査の目的	・・・ 2
第 4	調査の方法	・・・ 2
第 5	前提となる知見	・・・ 3
第 6	学校の対応	・・・ 3
1	学校による把握と対応	
2	学校内でのいじめ対策委員会の開催	
第 7	いじめ行為に関する調査結果	・・・ 6
第 8	提言	・・・ 14
1	教育学の視点から	
2	心理学的視点から	
別紙	いじめ行為一覧	・・・ 22

児童A： [REDACTED]
児童B： [REDACTED]
児童C： [REDACTED]
児童V： [REDACTED]

第1 鎌ケ谷市いじめ調査委員会の活動経緯

1 調査開始に至る経緯

令和4年11月30日付で、鎌ケ谷市長宛に、児童Vの保護者より [REDACTED] 小学校（以下「本件学校」という。）におけるいじめ事案に対する要望書が提出され、同日、鎌ケ谷市教育委員会は（以下、「市教育委員会」という。）、同要望書を受理した。

これを受けて、令和5年1月26日、令和4年度 第1回鎌ケ谷市いじめ調査委員会が開催されるとともに、市教育委員会から鎌ケ谷市いじめ調査委員会（以下、「当委員会」とする）に対し、いじめ重大事態（以下、「本件重大事態事案」という。）発生の報告及びいじめの事実関係、学校及び市教育委員会の対応、その後の学校の再発防止対応について、鎌ケ谷市のいじめ調査委員会設置要綱第1条に基づき、調査・審議を行う依頼がなされた。

2 調査の組織

当委員会は、以下の6名により組織されている。

			専門領域
1	◎飯嶋 孝明	弁護士	法学
2	青山 健彦	弁護士	法学
3	大塚 尚	臨床心理士	心理学
4	黒川 雅子	学識経験者	教育学
5	戸田 恵蔵	弁護士	法学
6	宮崎 和紀	医師	心理学

※◎：委員長

3 調査・審議の過程

当委員会は、本件重大事態事案に関する調査・審議を以下のように実施してきた。

1	2023年	1月26日	18時半～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査依頼
2		3月31日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
3		4月12日	午前中	事務局と打ち合わせ	
4		5月15日	18時半～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	被害児童及び保護者への事前説明
5		6月22日	19時～21時	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	本件該当児童保護者への事前説明
6		9月20日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
7		9月30日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
8		10月5日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
9	2024年	1月11日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
10		1月25日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
11		3月4日	13時～20時	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	教員のヒアリング
12		3月12日	15時～20時	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	教員のヒアリング
13		3月14日	15時～21時	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	教員のヒアリング
14		4月10日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
15		5月8日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
16		6月12日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
17		7月4日	18時～20時	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	被害児童保護者への中間報告
18		7月16日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
19		8月1日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
20		9月4日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ
21		10月4日	19時～20時半	鎌ケ谷市いじめ調査委員会	調査に関する打ち合わせ

第2 事案の概要

児童Vの申告するいじめの内容は別紙いじめ行為一覧のとおり

第3 調査の目的

当委員会が行う本件重大事態事案の調査（以下、「本調査」という。）は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童が欠席を余儀なくされている状況を解消して、当該児童の学校復帰の支援につなげること、また、学校の設置者及び学校が、今後の再発防止に活かすことを目的とする。

第4 調査の方法

- 1 児童Vからの直接の聞き取りはできておらず児童Vの保護者からの聞き取り及び書面による調査
- 2 児童A, 児童Bからはアンケートの方法により調査

- 3 学校側関係者として校長，教頭，担任ら8名，教育委員会関係者として学校教育課長から聞き取り

第5 前提となる知見

- 1 いじめ防止対策推進法は、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定する（同法第2条第1項）。

- 2 上記いじめの定義からすれば、「いじめ」に該当するかどうかは、行為者の主観を問わないものである。

もつとも、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当する行為が、直ちに民事上（不法行為法上）の不法行為に該当するものと評価されるわけではない。

本調査においては、「いじめ」に該当するとされる行為が不法行為と評価されるか否かについてまで判断するものではない。

第6 学校の対応

- 1 学校による把握と対応

- (1) 令和4年6月8日

児童Vが担任に対し、児童Aと遊ぶ約束をしていたのに、児童Bと外に行ってしまったと告げた。その後、担任が児童A，Bから聞き取りを行い、両名へ指導を行った。

- (2) 令和4年6月9日

担任は児童V母と面談を行った。その際、児童V母から別紙いじめ行為一覧1～6記載の行為が存在したとの訴えがあった。

- (3) 令和4年6月10日

担任は、改めて児童A，B，Cより事情を聴き取り、指導を行った。

- (4) 令和4年6月16日

いじめ調査として定期的実施している■■■■アンケート■■■■を行った。アンケート結果には、本件で問題となっているいじめ行為の存在を推測させる記載はなかった。

- (5) 令和4年6月23日

児童Vが2日連続で欠席したため、学年主任が児童V母へ電話連絡を行った。その際、児童V母からいじめ行為一覧8乃至11記載の行為が存在

すると訴えがあった。

(6) 令和4年6月24日

担任が児童Vから聞き取りを行った。その際、児童Vからいじめ行為一覧10記載の行為について訴えがあった。また、23日の登校時間帯に、児童V母が児童Aを呼び止め、児童Vとの接し方について、直接話をしたとのことであった。

同日、担任及び学年主任は、児童V母と面談を行った。その後、児童A父母と面談を行った。

(7) 令和4年6月27日

児童Vが児童Aによるいじめ行為一覧12の行為を訴えがあった。養護教諭が保健室で聞き取りを行った。また、担任が児童A、Bから聞き取りを行った。

(8) 令和4年6月28日

児童Vが欠席する（以後、転校するまで本件学校へ出席はしていない。）。

担任が児童A、Bから再度聞き取りを行った。担任及び教務主任は、児童V母と面談をし、児童Vの様子について確認を行った。また、児童A及び児童Bの父母ともそれぞれ面談を行った。その際、いじめ対策委員会を立ち上げていることを初めて説明した。

(9) 令和4年6月29日

教務主任、教頭が児童Vの父母と面談を行った。

(10) 令和4年7月1日

教務主任、生徒指導主任が児童A、Bに対して改めて説諭・指導を行った。また、校長が児童V母と面談を行った。その際、保護者同士で話し合いの機会を持つことを提案した。

(11) 令和4年7月6日

校長が児童V父と面談した。また、教育委員会にて本件の対応について相談を行った。

(12) 令和4年7月7日

児童B母から児童Vに謝罪したい旨の申入れがあり、担任が児童V父に児童Vの家に訪問の上で伝えた。

(13) 令和4年7月12日

担任、学年主任、教頭が児童A父母と面談し、保護者間で話し合う機会を持つことを提案した。

(14) 令和4年7月13日

教頭が児童V父と面談し、再度保護者間で話し合いの機会を持つことを提案したが、応じられないとのことであった。

(15) 令和4年7月14日

校長が児童A父に対し、話し合いの場に出てもらいたいと要請したが、やはり応じられないとの回答がなされた。

また、児童V父に架電の上、前日と同様に、保護者間で話し合いの機会を持つことを要請したが応じられないとのことであった。

(16) 令和4年7月28日

本件学校は市教育委員会へ重大事態発生の報告を行った。

(17) 令和4年7月20日以降

校長は、児童Vの登校復帰のためのサポートを行っていくことを児童V父母へ書面にて伝えた。(7月20日, 7月29日, 8月10日, 8月18日)

(18) 令和4年8月19日

校長と担任を含むいじめ対策委員会委員6名で児童V父と面談を実施した。

2 学校内でのいじめ対策委員会の開催

令和4年6月10日	第1回
令和4年6月28日	第2回
令和4年6月29日	第3回
令和4年7月12日	第4回
令和4年7月15日	第5回
令和4年7月19日	第6回
令和4年8月9日	第7回
令和4年8月24日	第8回
令和4年9月6日	第9回
令和4年9月7日	第10回
令和4年9月14日	第11回
令和4年11月18日	第12回
令和4年12月8日	第13回
令和4年12月22日	第14回
令和4年12月23日	第15回
令和5年1月23日	第16回
令和5年2月20日	第17回
令和5年3月30日	第18回
令和5年5月13日	第19回

第7 いじめ行為に関する調査結果

以下の検討は、当委員会が児童Vから当時の具体的な状況について直接の聞き取りを行うことができていないことを前提とするものである。

- 1 別紙いじめ行為一覧1（令和4年5月のゴールデンウィーク明けから同年6月13日までの間、児童A及び児童Bから1か月以上毎日のように無視されたこと）について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、児童Vを無視したことはないと回答した。

イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、児童Vを無視したことはないと回答した。

ウ 児童V保護者提出の資料として、かかりつけ医及び照会先の病院に提出した児童V保護者作成の時系列まとめ資料があり、同資料には本調査における主訴と同旨の記載がある。もっとも、同資料は必ずしも客観性のある資料として事実関係を裏付けるものとはまではいえない。

エ 当時の担任教諭によれば、ゴールデンウィーク明けから無視をされるようになった旨の話は、同年6月9日の担任と児童V母との面談時に申告されたものであり、それ以前の時点において担任教諭が児童A及び児童Bによる無視を認識していたことはなかった。

なお、同年6月10日以降同年6月13日までの間についても、担任教諭は、児童Vが児童Aや児童Bと日常的な会話をしている場面を見ており、無視をした場面は見えていない。また同期間において、児童Vが無視の被害を申告したということもない。

他方で、当時の担任教諭は、同年6月8日の下校中の出来事として、3人が横並びで歩くことが困難な細い通学路において児童Aと児童Cが話しながら帰宅した結果、児童Vが児童Aと児童Cの後方を歩くこととなり、児童Vの言葉を児童Aと児童Cに聞き取ってもらえなかったことがあったようである旨を述べる。

オ 以上からすれば、同年6月8日の下校時に、児童Vが児童A及び児童Cに話しかけたものの反応を得られなかった事実は認められる。他方で、その余の上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

児童Vは、児童A及び児童Cに話しかけたものの同人らから反応をえられなかったことによって精神的な苦痛を被ったものであるから、同年6月8日下校中における行為はいじめに該当する。

- 2 別紙いじめ行為一覧2（令和4年5月のゴールデンウィーク明けから同

年6月13日までの間、児童Aが児童Vに対し、両名が持っているゲームソフトで遊ぼうと声をかけて遊ぶ約束をしたにもかかわらず、その後、児童Aと児童Bが、児童Vが持っていないゲームソフトで遊ぶから児童Vとは遊べないと述べた。同日から毎日のように児童Vがゲームソフトを持っていないから来ないで、などと述べて仲間外れにされる状況が続いたこと)について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、児童Bから「スプラトゥーン」のゲームで遊ぼうと誘われて遊ぶ約束をし、その後に児童Vからゲームで遊ぼうと誘われたものの、児童Vが「スプラトゥーン」を持っていないため、先約である児童Bとの約束を優先し、児童Vからの誘いを断ったと回答した。

また、上記の出来事について、児童Aは、担任教諭から、ゲームの約束をすると行き違いが起こってしまう可能性が高いため、一度先生に相談してからにしてくださいと指導されたと回答した。

イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、児童Aと帰宅後にゲームをする約束をしており、そのゲームは児童Vが持っていないものであったため児童Vに対し「ごめんね。」と言って断った旨を回答する。

また、上記の出来事について、児童Bは、担任教諭から指導を受けて児童Vに「ごめん」と謝ったと回答した。

ウ 以上からすれば、児童Aと児童Bが先に遊ぶ約束をしたのか、児童Vと児童Aが先に遊ぶ約束をしたのかという点に児童Vと児童A、児童Bとの間で認識の相違があるものの、児童A(及び児童B)が、児童Vとゲームで遊ぶことを断った事実は認められる。

(2) いじめ該当性

児童Vは、児童A(及び児童B)からゲームで遊ぶ約束を断られたことによって精神的な苦痛を被ったものであるから、上記行為はいじめに該当する。

3 別紙いじめ行為一覧3(令和4年5月のゴールデンウィーク明け以降、児童A及び児童Bがクラスメイトに無根の事実を述べて児童Vの悪口を言いふらされた。クラスメイトに児童Vと会話をしないように言われたこと)について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、クラスメイトに児童Vの悪口を言ったことはないとは回答した。

イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、クラスメイトに児童Vの悪口を言っ

たことはない」と回答した。

ウ 児童V保護者が提出した資料からも、令和4年5月上旬から同年6月上旬になされたという児童Aからの悪口の具体的な内容を特定することはできない。

エ 当時の担任教諭は、当委員会の調査に対し、上記の出来事について相談されたことはなかったと回答した。

オ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

4 別紙いじめ行為一覧4（令和4年5月上旬から同年6月上旬ころの放課後、児童Aと児童Bから遊びに誘われて公園に行ったところ、両名から「児童Vはやることないから帰りな。」と述べられ、仲間外れにされて帰宅させられたこと）について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、上記発言をしたことはない旨回答した。

イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、上記出来事については覚えていない旨と回答した。他方で、児童Aが言ったのか児童Bが言ったのかは判然としないものの、児童Vがつまらなそうにしていたため「帰ってもいいよ」との旨を述べたことはあったかもしれないと回答した。

ウ 当時の担任教諭は、当委員会の調査に対し、上記の出来事について、児童Vの保護者からの申告で知ったものの、児童Aや児童Bからは聞き取りをしていないと回答した。

エ 以上からすると、上記出来事について具体的な経緯や状況、当事者の認識等は不明であり、また「帰りな。」と述べたものか「帰ってもいいよ。」と述べたものか不明であるものの、児童A又は児童Bが、公園において、これらに類する発言をした可能性は高い。

(2) いじめ該当性

児童A又は児童Bの発言が「帰りな。」と述べたものであった場合だけでなく、仮に児童A又は児童Bの発言が（児童Vがつまらなそうにしていたため）「帰ってもいいよ。」と述べたものであったとしても、児童Vは帰宅を促されたように感じ、これによって精神的な苦痛を被ったものであるから、上記行為はいじめに該当する。

5 別紙いじめ行為一覧5（令和4年5月上旬から同年6月上旬ころ、児童Aから「先に帰って。帰るのを待たないで。」と言われた。これ以降は、

ほぼ毎日、待たないようにと言われていたこと) について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、上記出来事の有無について回答しなかった。

イ 当時の担任教諭は、当時、上記の出来事について児童Vから相談を受けたことはなかったと回答した。

ウ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

6 別紙いじめ行為一覧6 (令和4年6月1日の校外活動でバスで市内を回る際、児童Bが児童Vに「一緒に座ろう」と声をかけた後、ほかの児童と「やっぱり私達だけで座ろう。」と言って児童Vと一緒に座らなかったこと) について

(1) 事実の有無

ア 児童Bは、当委員会の調査に対し、上記の出来事はなかった旨回答した。

イ 児童V保護者からは、バスでの市内巡り時の写真が掲載された[]小学校のホームページの画像が提出されており、同資料によれば、児童Vがバス内で児童Bの隣に座っていないことがうかがわれる。もっとも、同資料からは、児童Bが児童Vに対して当初「一緒に座ろう」と声をかけたことまでは判明しない。

ウ 当時の担任教諭は、バスでの市内巡りの件について、当初児童Vの保護者は、バス内で隣に座ることについてではなく、バスに戻る際の出来事について申告していたと回答した。具体的には、当初は児童Vの保護者は、児童Vが児童A、児童B及び児童Cのうち2名との間で「一緒にバスに戻ろう」と約束していたのに、児童A、児童B及び児童Cが先にバスに戻ってしまったという出来事を申告していたとのことである。

エ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、いじめ該当性を判断することができない。

7 別紙いじめ行為一覧7 (令和4年6月8日昼休み、児童Aは児童Vと一緒に遊ぶ約束をしていたのに、児童Vを無視して児童Bと外に行ってしまったこと) について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、同日の朝に児童Bから「昼休みに一

緒に校庭で遊ぼう。」と誘われていたこと、その後昼休みになって児童Vからも一緒に遊ぼうと誘われていたところ、児童Bが来てそのまま児童Bに手を引かれて校庭に行ってしまったため児童Vと話をすることができなかつたことがあると回答した。

イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、(上記と同一の出来事を指すものかは必ずしも判然としないが)休憩タイムに児童Vから遊ぼうと誘われたものの、急いで校庭に行きたくて、返事をせずに行ってしまったことがあると回答した。

また、同出来事について、担任教諭から指導を受け、担任教諭の立会いのもと児童Vに謝罪したとも回答した。

ウ 以上からすると、児童Bが児童Vと一緒に遊ぶ約束をしていたことまでは認定できないものの、児童Aが児童Vからの誘いに返事をせずに児童Bとともに校庭に行ったことを認定することができる。

(2) いじめ該当性

児童Vは、児童Aを遊びに誘ったにもかかわらず、児童A(及び児童B)がこれに返答せずに校庭に行ったことによって精神的な苦痛を被ったものであるから、上記行為はいじめに該当する。

8 別紙いじめ行為一覧8(令和4年6月14日、同月16日、同月17日に児童Aと一緒に帰ってもらえなかったこと)について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、上記出来事の有無について回答しなかつた。

イ 当時の担任教諭は、当委員会の調査に対し、上記の日について上記事実関係に関する相談があった旨は回答しなかつた。

ウ 学校教育課指導室作成の本件の経緯に関する資料及び本件学校作成のいじめ対策委員会議事録にも、上記の出来事については記載がない。

エ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかつた。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

9 別紙いじめ行為一覧9(令和4年6月14日、同月16日、同月17日、同月21日、同月27日に、児童Aと児童Bに児童Vのことでコソコソ話をされた。別日にも同様にコソコソ話をされたこと)について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、コソコソ話をしたことはないと回答したうえで、児童Bと会話をしていた際に児童Vと目が合ってしまったこ

- とがあり、そのことで児童Vにおいて児童Aと児童Bが児童Vの悪口をコソコソ話しているように思われてしまったかもしれないと回答した。
- イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、コソコソ話をしたことはないと回答した。
- ウ 上記出来事については、当時の担任教諭が欠勤していたため学年主任が相談を受けたものの、児童Aや児童Bは、児童Vについてコソコソ話をしたことを否定したようである。
- エ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

- 10 別紙いじめ行為一覧10（令和4年6月21日休み時間に、児童A及び児童Bが児童Vの近くに来て、（児童Vを除いて）「一緒にトイレに行こう」と言ったこと）について

(1) 事実の有無

- ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、児童Bから「一緒にトイレに行こう。」と誘われてトイレに行ったことはあるものの、わざわざ児童Vの席の近くに行ったり児童Vを仲間外れにしたことはないと回答した。
- イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、上記の出来事はなかったと回答した。
- ウ 当時の担任教諭は、当委員会の調査に対し、上記の出来事について児童Vからの訴えはなく、児童Aや児童Bからは聞き取りをしていないと回答した。
- エ 以上から、上記事実関係を確認することはできなかった。

(2) いじめ該当

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

- 11 別紙いじめ行為一覧11（令和4年6月10日から同月21日の間授業中に児童Aと児童Bと一緒にトイレに行ったこと）について

(1) 事実の有無

- ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、もしかしたら、授業中の同じタイミングでトイレに行ったことはあったかもしれないものの、示し合わせていたわけではなく、ましてその際に児童Vの話をしたことはないとして、上記の出来事はなかったと回答した。
- イ 児童Bは、当委員会の調査に対し、日付は覚えていないものの、児童Aと一緒にトイレに行ったことはないとしたうえで、児童Bが授業中我慢できずにトイレに行ったところ、その後児童Aもトイレに来てトイレであっ

たことがある旨回答した。

ウ 以上より、児童Aと児童Bが同一の授業中にトイレに行ったことがあった事実は認定することができるものの、一緒にトイレに行ったことは確認することができなかった。

(2) いじめ該当性

同一の授業中に異なるタイミングでトイレに行く行為は、児童Vに対して行われた行為ではなく、いじめに該当しない。

なお、児童V保護者は、異なるタイミングでトイレに行く場合であっても、トイレにおいて児童Aと児童Bが一緒になっていた（このことがいじめである）と指摘するが、この場合であっても児童A、児童Bの回答からは児童Vに対してなされた行為とは認めることができないから、いじめに該当すると判断することができない。

12 別紙いじめ行為一覧12（令和4年6月27日朝に、児童Aが後ろから歩いてきてぶつかり、腕を押されたこと）について

(1) 事実の有無

ア 児童Aは、当委員会の調査に対し、上記の出来事はなかったと回答した。

イ 当時の担任教諭は、当委員会の調査に対し、同日、児童Vから「児童Aから押された（左肩がぶつかって、右腕で押された）かもしれない。」と相談を受けた旨を回答した。その際の状況（聞き取った内容）について、当時の担任教諭は記憶が不鮮明であると述べつつ、状況としては、後ろから追い抜きざまにぶつかったものと理解した旨を回答した。

また、当時の担任教諭は、同日、児童Aから聞き取りを行ったところ、児童Aは身に覚えがない旨を述べつつ、もしかしたらぶつかってしまったのかもしれない旨も述べたと回答した。

ウ 当時の担任教諭は、児童Vからの上記申告を受け、保健室の養護教諭に話を聞いてもらうことを促した。

当時の養護教諭は、当委員会の調査に対し、児童Vより、悪口や仲間外れについての話はあったものの、ぶつかったことについての話はなかった旨回答した。

エ また、児童Vの保護者が当委員会に提供した、令和4年7月1日になされた児童Vの保護者と本件学校校長との面談時の録音音声によれば、本件学校のいじめ対策委員である教員らが令和4年7月1日に児童A及び児童Bから聴取した旨が校長から児童Vの保護者に説明されている。その際、校長は、児童Vの保護者に対し、児童A（及び児童B）が「肘でトンてやったかもしれない」ことを含めて児童Vに謝りたいと述べていることを説明した。もっとも、上記のとおり児童Aは「肘でトンてやったかもしれな

い」と述べていたのであって、児童Aが児童Vにぶつかったことを確定的に認めているものではない。

なお、同日の校長と児童Vの保護者との面談において、保護者より「今は（児童A及び児童Bが）わざとやったことを認めているんですか。」との質問に対し、校長は「やってきたことをごめんなさいと言っているからそれは認めていると思います。」等と回答している。しかし、校長はその前後において、児童Aと児童Bとしては、児童Aと児童Bが仲良くなった結果二人で遊ぶことが多くなり児童Vが仲間外れになるような形になってしまったことについて謝りたいと述べているとの説明をしている。このことからすると、児童Aや児童Bがわざとやったことを認めていると校長が述べるのは、児童Aが児童Vに対してぶつかったことではなく、児童Aと児童Bが仲良くなった結果児童Vが仲間外れのような形になっていたことを認識していたという趣旨であると理解される。

オ 児童Vの保護者からは、児童Aがぶつかった出来事があったからこそ翌日から児童Vが登校できなくなったとの説明もなされる。

しかし、登校することができなくなった事実をもって必ずしもぶつかった事実が推認できるものではないことに加え、児童Aは上記出来事があったとされる日の担任教諭からの聞き取りやいじめ対策委員会からの聞き取りにおいて、もしかしたらぶつかってしまったかもしれないと、可能性がある旨の回答をしたとはいえ、基本的な回答としては身に覚えがない旨を回答しており、かつ、児童Vの申告も「児童Aから押されたかもしれない。」という不確定なものであり、その他、上記出来事があったことを裏付ける資料がないことから、上記事実関係があったと確認することはできなかった。

(2) いじめ該当性

前項のとおり、事実関係を確認することができないため、当該事実関係についていじめ該当性を判断することができない。

1.3 その他

以上のとおり、児童Vが申告する各いじめ行為について、個別の出来事としては一部確認できなかったものがある。

もっとも、児童Aや児童Bが本件学校の教員らに対し、児童Vを無視する結果となったことを認めて謝罪の意を示したことからすれば、児童Aと児童Bが同じクラスになり親交を深める中で、前学年（2年生）時に仲の良かった児童Aと児童Vとの関係性に変化が生じ、児童Vが疎外される（少なくとも児童Vにおいて疎外感を感じる）状況が生じていたと考えられる。

第8 提言

1 教育学の視点から

当委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施してきた。そこで、最後に、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する目的から、本件重大事態事案から見る本件学校及び市教育委員会の対応をめぐる評価と提言を行うこととしたい。

(1) 本件学校の対応をめぐる評価と提言

ア 評価

本件重大事態事案に対して、本件学校は、いじめ防止対策推進法に基づく対応を行っていたと評価することが出来るものの、課題も存在していた。以下、その理由を述べる。

(ア) 第一に、児童Vから被害の訴えを初めて受けた後の本件学校の対応について述べる。

初めて担任が児童Vから訴えを受けたのは、令和4年6月8日のことである。当日のうちに、担任は児童A、児童B、児童Vから事情聴取を行い、指導した上で、児童Vの保護者への連絡も行っていた。令和4年6月9日、児童Vは欠席したが、16時頃に母親と共に来校し、担任教員は、児童Vと母親と面談を行う。この時担任は、被害がGW明け頃から続いていることの訴えを受け、その翌日である令和4年6月10日には、児童A、児童Bに対して、GW明け頃からの児童Vとの関係について事実確認を行い、指導を行った。そして、令和4年6月10日には、いじめ防止対策推進法第22条に基づき校内に設置されているいじめ対策委員会の第1回委員会を開催し、本事案について組織的に対応することを開始しており、本件学校は、本件重大事態事案について早くに対応に乗り出したものといえる。

本件学校が、令和4年6月10日の時点において、児童A、児童Bから、GW明けからいつ、誰が、どのようなことを児童Vに対して行ったのかという丁寧な事実確認が必要であったとする考え方もあり得るが、本件学校は、令和4年6月10日に6月8日の下校中の出来事についての事実確認に加えて、GW明けから児童Vが被害を受けていると聞いたことを受けて、その訴えについてどうであったかという点を児童A、児童Bに確認し、結果として、児童Vが嫌な気持ちになるような状況になったことがあることを把握すると、当該児童らに指導を行ったうえで児童Vに謝罪をさせている。この対応をもって令和4年6月9日の面談における児童Vからの訴えを受けて行った令和4年6月10日の本件学校の対応に特段の誤りがあっ

たということとはできず、関係児童間で謝罪が行われた上、他にもやもやしていることがないことを関係児童全員に確認できたことをもって、一定の解決が図られたと考えたことにも特段の誤りがあったとはいえない。

ただし、令和4年6月10日の事実確認を踏まえ、担任が児童A、児童Bの保護者に架電した際、本件学校は、児童Vの訴えを「いじめ」の発生と捉え、いじめ対策委員会を開催して対応している旨の伝達を怠ったということができる。本件学校が、児童A、児童Bの保護者にいじめ対策委員会が開催されていることを伝えたのは令和4年6月28日に行った双方の保護者との面談時であり、児童A、児童Bの保護者に、「いじめ」の訴えがあった事案に我が子が関係していると考えさせる機会をこの間失わせたといえる。

(イ) 第二に、本件重大事態の認定について述べる。

児童Vの欠席が、令和4年6月8日の担任への訴え以降、同月9日、22日、23日、28日、29日となっていたことを受けて、29日に開催された第三回いじめ対策委員会では、本件学校として、児童Vが登校できるように環境を整え、サポートしていくという方針を立てている。本件学校として、児童Vに対応している点については評価できるが、少なくとも第三回いじめ対策委員会において、いじめにより登校できない状況になりつつある疑いがあるとして、不登校重大事態認定に向けた準備に意識を向けておく必要があったと考えられる。結果として、本件学校が、市教育委員会に対し重大事態発生報告したのは令和4年7月28日であるが、児童Vが令和4年6月28日以降、夏休みに入るまで本件学校の欠席を続けていたことに鑑みると、重大事態認定の判断が遅きに失すると評価せざるを得ない。

この背景には、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号にいう、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当する「不登校重大事態」の認定にかかる理解が不十分であったことが考えられる。ここで言う、「相当の期間」については、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定平成25年10月11日最終改定平成29年3月14日、以下「基本方針」という。）において、「法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする」と記載されていることから、欠席日数30日に達するか否かを判断の基準においたものとする。しかし、この点については、「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手するこ

とが必要である」とされており、欠席日数に関わらず、いじめにより欠席を余儀なくされている事案として把握することの必要性が示されている。

児童Vの欠席理由に、児童A、児童Bとの関係性の変化があり得ることを本件学校は把握できたといえることから、事案の解決に向けて関係児童ら及び保護者への対応など、いじめ防止対策推進法に基づく対応を一定程度行っていたということが出来るものの、重大事態認定に係る判断には課題があったと言わざるを得ず、第三回いじめ対策委員会の時点から、重大事態が発生したという認識をもって対応する姿勢を持つべきであったと考える。

(ウ) 第三に、本件学校の組織的対応について述べる。

本件学校において児童Vが転校して以降、いつでも本件学校に児童Vが戻ってこられるよう配慮し、学年においては、校長の指示の下、担任による全教科担当制から、学年の担任らによる教科担当制での授業運営を実施し、複数の教員の目により各クラスの状況を把握しようとするなどの対応を図るほか、いじめ対策委員会を令和5年5月13日の間までに計19回開催していたことは評価できる。とはいえ、いじめ対策委員会の開催は定期的なものではなく、本件学校として対応すべき事案が発生した際に開催するものとする認識を有する教員がいた。本来、いじめ対策委員会は、いじめの防止・早期発見・対処といった一連のいじめ対応の中核的役割を担う常設組織として校内に設置されているものであることを踏まえれば、その活用については課題が残るといえる。ただ、令和4年度の2学期から児童Vが本件学校に復帰するための支援として、児童Vの保護者に対して、本件学校に代わり市教育委員会から年度途中でのクラス替えに伴い学校側が考える懸念点を伝えることに加え、クラス替え以外の支援方法について説明しており、児童Vに対する対応が滞っていたということはなかったといえる。

また、本件重大事態事案については、児童V及び保護者からの被害の主張と、これに対する児童A及び保護者、児童B及び保護者の主張との間に差異が存在し、解決に至らず、児童Vは転校を余儀なくされている。この背景には、次のような本件学校の対応にも課題があったといえる。即ち本件学校では、児童Vの保護者からの意見を聞き、児童A、児童Bの保護者に伝え、これに対して児童A、児童Bの保護者が述べた意見を児童Vの保護者に伝えた。このことが、児童Vの保護者にとっては、自分たちが述べている真意が相手方に正確に伝わっていないという思いを抱かせる要因になっていたと考える。

関係児童の保護者らが、それぞれの考え方のすり合わせが出来なかった

背景には、情報共有がうまく図れなかった点にあるといえる。先に述べた通り、児童Vと児童A、児童Bをめぐり、いじめ対策委員会が開催された日に関係児童の保護者らに担任は連絡を入れているものの、校内に設置されているいじめ対策委員会が開催されているという事実を知らせておらず、児童A、児童Bの保護者にいじめ対策委員会が開催されているという事実が伝えられたのは、児童Vが長期欠席に入ることとなる令和4年6月28日であった。本件学校だけが、「いじめ」への対応に取り組むのではなく、関係児童の保護者にもいじめへの対応を求めるのであれば、本件学校は「いじめ」が起きていると認識して対応に乗り出しているということ早期に保護者間で共有する術をとることが必要であったと考える。

本件学校は、関係児童の保護者に電話で連絡をとる、家庭に出向いて話をする、保護者に本件学校に来ていただき面談を行う等、児童Vに起きていることの実を理解してもらい意図で関係児童の保護者らに対応しながら、話し合いに応ずるよう求めていたと考えられる。しかし、この話し合いへの参加を求めるにあたり、本件学校は、ただ話し合いをすることを求めていたように思われるが、本件重大事態事案の解決を図るためには、話し合いの目的と本件学校が目指す議論の着地点を関係児童の保護者らにあらかじめ説明し、児童Vの被害の解決に向けたビジョンをその場で描き共有できるようにするための配慮が必要であったと考える。

なお、校長が令和4年7月1日に児童V母と面談をした際に、令和4年6月23日に発生した事案の話をする際に、令和4年6月9日に発生したこととして発言しており、こうした理解の差異は、児童Vの保護者からすれば、事案の整理という初歩的なことが本件学校では十分になされていないと感じる点になったとも考えられることを付言する。

イ 提言

今後、同種の事案が発生しないよう、本件学校に対し以下三点を提言する。

- (ア) 第一に、いじめ対策委員会は、本件学校として対応すべき事案の発生があった際に開かれるという趣旨で設置するのではなく、「未然防止」「早期発見」「事案の対処」を担うための常設の組織である。その意味において、今後、いじめ対策委員会は、本件学校におけるいじめの取り組みに対して機能する組織となるよう、原則、定期的開催し、必要に応じ臨時で開催するものとして運用していくことを提言する。
- (イ) 第二に、不登校重大事態の判断に関わり、不登校重大事態の定義の理解等、いじめ防止対策推進法の基本的理解を図ることができるよう、市教育委員会と相談し、校内研修等の実施を提言する。

- (ウ) 第三に、問題解決に向けた保護者対応となるよう、本件学校として保護者同士の話し合いを求めることに終始せず、話し合いの機会を設定した際、保護者らがそれぞれの考えを述べ合うだけの時間にではなく、被害児童が求める解決の道に繋がるようなビジョンを学校として検討し、双方の保護者に予め明示するよう心がけることを提言する。
- (2) 市教育委員会の対応をめぐる評価と提言

ア 評価

本件重大事態事案に対して、市教育委員会は、対応を求める児童Vの保護者に対しては誠実に対応をしようとしていたということが出来るものの、重大事態認定に係る判断等には課題があったといえる。以下、その理由を述べる。

本件重大事態事案に対して、市教育委員会が本件学校から相談が初めて寄せられたのが、令和4年7月1日であった。その後、児童V母の相談対応、児童V母との面談を2回、児童V父との面談を1回実施しており、児童Vの状況把握に努めるとともに、事案の解決に向けて、保護者の意向を確認する役割を果たしていたことが評価できる。

しかし、学校を管理する立場にある教育委員会として、本件学校から相談があった令和4年7月1日の時点で、重大事態認定にかかる対応が開始できていなかった点、教育委員会として重大事態認定を行う判断をしなかった点には課題があったといえる。教育委員会としては、校長から相談があった令和4年7月1日時点で、本件学校に対して、重大事態認定にかかる助言が必要であり、学校を指導する立場にあることを踏まえれば、令和4年7月1日以降、速やかに、校長から事実経緯について細やかに聞くべきであった。さらに、教育委員会の方から、より積極的に本件学校に関与し、本件学校と教育委員会が一体のものとして、児童Vの被害に関わる本件重大事態事案について対応する姿勢を持つべきであったと考える。

さらに、本件学校が市教育委員会に対し、本件重大事態事案について報告した令和4年7月28日には、少なくとも教育委員会として、本事案が重大事態に当たるとする判断を行うとともに、必要となる対応方針について本件学校に指導することが必要であったといえる。だが、令和4年7月28日に報告を受けて以降も市教育委員会の判断は、継続したとされるいじめについて確認ができないこと、及び欠席日数が30日を超えていないことを理由に重大事態認定は行わなかった。そして、令和4年11月30日、児童Vの保護者から「 小学校におけるいじめ事案に対する要望書」が市長に提出されたことを受けて、令和4年12月9日、本件学校が重大事態の発生を市教育委員会に報告し、同日、市教育委員会も重大事

態の認定を行っている。

市教育委員会は、本件学校から報告を受けた令和4年7月28日の時点で、いじめ事案を原因とする欠席であることは理解できたと考えられることから、本件学校が重大事態認定を行っていなかったとしても、学校を指導する立場にある教育委員会としては、不登校重大事態の認定をすることが望ましかったと考える。さらには、令和4年8月23日に児童Vの保護者から転校の申し入れを受けたことからすれば、その手続きを行うにとどまらず、いじめ事案に起因する転校という重大事態の発生を認定するべきであったといえる。

イ 提言

今後、同種の事態が発生しないよう、市教育委員会に対し以下の通り提言する。

不登校重大事態認定にかかる判断を誤った背景には、いじめ防止対策推進法及び基本方針の理解に課題があったからであると考えられる。したがって、市教育委員会においても、いじめ防止対策推進法及び基本方針についての基本的理解に向けた研修の実施が喫緊の課題といえる。

研修の実施にあたっては、市教育委員会職員が、鎌ケ谷市が設置する学校を指導する立場にあることを自覚した上で、いじめ防止対策推進法及び基本方針を踏まえた実務的な対応方針について理解を図ることができるよう、それを可能とする講師を招聘することを提言する。さらに、管理職及び生徒指導主事等、生徒指導を担当する教員を中心に、同様の研修受講を可能とする研修計画を立案することを提言する。

2 心理学的視点から

本件重大事態事案においては、いじめにより精神的苦痛を感じた児童に対して、十分な心理的なケアがなされていたとは言い難い。本件学校においては、被害児童からのいじめの訴えを受けて、早期にいじめ対策委員会を組織し、チームとしてこれに取り組む体制は整えたものの、当初は情報収集と対処的措置に留まり、本件いじめの根本的な解消に向けての本件学校としての心理的ケアに関する統一された指針やそれを実践するための対策協議が具体的に十分に行われておらず、そのことが対応の遅れを齎し、延いては被害児童への配慮、加害児童への対処などに影響を与えた可能性は否定できない。本調査の結果、本件学校も初期対応の不十分さは認めており、被害児童の心理学的ケアという観点からは、チームで迅速かつ丁寧に、被害児童に寄り添う形で関わる必要があると言えらる。

(1) 一般的な背景要因と心理学的ケアに関する提言

一般的に、児童期においては以下のような背景要因から対人関係の問題

が深刻化したり、いじめに発展したりすることがある。そのため、本件学校は児童の一見些細に見えるような訴えや言動を敏感に察知し、担任や特定の教員などが個別に判断するのではなく、複数で細心の注意を払って対応することが重要であったと考える。

助けを求める行動（援助要請行動）の難しさ—そもそも大人でも子供でも、苦悩の中で助けてという声を自ら周囲に発することは難しいことである。それゆえ、例えばハンドサインのような助けを求めるサインを被害児童が自発的に出さなかったとしても、被害児童の中では苦悩が生じている可能性は常に想定しておく必要がある。時に何気ない態度や授業内での制作物など、無意識的な表現の中にサインが現れることがあるため、注意深く見守り続けることが重要である。

周囲の傍観者心理—いじめは被害側・加害側のみならず、周囲の人が傍観状態になってしまうことで事態が見えにくくなることがある。そのため、例えばアンケートで挙がってこなかったとしても、慎重に判断すべきであり、被害児童が安心して話せる環境を日頃から学校全体で整える必要がある。

教員側の捉え方の偏り（認知バイアス）—人間は意思決定や物事を判断する際に、様々な先入観から非合理的になってしまう傾向がある。この偏りにより、他者の行動の原因について、本人の性格や能力のような内的特性を重視して状況の影響力を過小評価したり、状況を「まだ大丈夫だろう」と捉えてしまったりして、いじめの事態を見過ごしてしまうことがある。それゆえ、学校全体や教員同士で、常に自分の判断が誤っている可能性を考慮し、チェックする機会を設け、重大事態の発生に留意することが重要である。

(2) 学習面に関連する心理学的ケアに関する提言

さらに、本件重大事態事案においては、児童Vが登校できなくなったことに伴う学習面のケアも十分だったとは言い難い。学習面の遅れが自信の低下や不安感や疎外感の増加など、心理面に影響することもあるため、学習面と心理面のいずれについても、児童Vがどのようなことを感じ、希望しているかを本人や家族から丁寧に聴き取り、早い段階から対応することが必要であったと言える。教育委員会でも、児童Vの学習機会確保のために部屋をあけて用意していた点は評価できるものの、それまでの経緯で心的負担を抱える児童の心理を考えると、児童が自ら助けを求めて見知らぬ場所に向くことは困難であることが予想される。本件学校としても、ギガスクール構想の取組みとして、オンラインでの学習の設備やノウハウを整えつつあったことを考えると、児童Vが登校できない間については、オ

ンラインでの授業参加など、より児童自身が取組みやすく、現実的に実施可能な形を本件学校・教育委員会で柔軟に検討し、児童Vと保護者に提案・相談しながら、学習機会の確保に努めることも重要であったと言える。

(3) 小括

今後も同様の事案は生じうるため、被害児童の健全な生活と発達を守るためにも、教育学的な観点、心理学的な観点、法律的な観点など複数の専門家による密な連携をもとにしたチームで、被害児童や保護者の気持ちや意思を繰り返し丁寧に確認しながら、早急な対応をしていくことが望ましいと考える。同時に、これらの視点を、日々の教員業務の中で完璧に実践することは誰にとっても困難であるため、個々の教員や学校組織を支える教育委員会や教育行政のサポートは不可欠と言える。

以上

別紙

いじめ行為一覧

- 1 令和4年5月のゴールデンウィーク明けから同年6月13日まで
児童A及び児童Bから1か月以上毎日のように無視された。
- 2 令和4年5月のゴールデンウィーク明けから同年6月13日まで
児童Aが児童Vに対し、両名が持っているゲームソフトで遊ぼうと声をかけて遊ぶ約束をしたにもかかわらず、その後、児童Aと児童Bが、児童Vが持っていないゲームソフトで遊ぶから児童Vとは遊べないと述べた。同日から毎日のように児童Vがゲームソフトを持っていないから来ないで、などと述べて仲間外れにされる状況が続いた。
- 3 令和4年5月のゴールデンウィーク明け以降
児童A及び児童Bがクラスメイトに無根の事実を述べて児童Vの悪口を言いふらされた。クラスメイトに児童Vと会話をしないように言われた。
- 4 令和4年5月上旬から同年6月上旬ころの放課後
児童Aと児童Bから遊びに誘われて公園に行ったところ、両名から「児童Vはやることないから帰りな。」と述べられ、仲間外れにされて帰宅させられた。
- 5 令和4年5月上旬から同年6月上旬ころ
児童Aから「先に帰って。帰るのを待たないで。」と言われた。これ以降は、ほぼ毎日、待たないようにと言われていた。
- 6 令和4年6月1日の校外活動
課外活動でバスで市内を回る際、児童Bが児童Vに「一緒に座ろう」と声をかけた後、ほかの児童と「やっぱり私達だけで座ろう。」と言って児童Vと一緒に座らなかった。
- 7 令和4年6月8日 昼休み
児童Aは児童Vと一緒に遊ぶ約束をしていたのに、児童Vを無視して児童Bと外に行ってしまった。
- 8 令和4年6月14日、同月16日、同月17日

児童Aと一緒に帰ってもらえなかった。

9 令和4年6月14日，同月16日，同月17日，同月21日，同月27日
児童Aと児童Bに児童Vのことでコソコソ話をされた。別日にも同様にコソコソ話をされた。

10 令和4年6月21日 休み時間

児童A及び児童Bが児童Vの近くに来て，（児童Vを除いて）「一緒にトイレに行こう」と言った。

11 令和4年6月10日から同月21日の間

授業中に児童Aと児童Bと一緒にトイレに行った。

12 令和4年6月27日朝

児童Aが後ろから歩いてきてぶつかり，腕を押された。

